

平成30年度「大館能代空港旅行商品造成費等助成事業」について

大館能代空港利用促進協議会

大館能代空港の利用促進のため、同空港を利用した旅行商品の造成費に対して助成いたします。助成事業の概要は次のとおりですので、積極的にご活用くださるよう、ご案内いたします。

事業の概要

大館能代空港を活用する旅行商品による誘客を促進するため、同空港を利用する旅行商品の造成費及び貸切バス借上料に対して、予算の範囲内で助成します。

対象事業者

次のいずれかの条件を満たす事業者であることが必要です。

- ① 国内の事業者の場合は、旅行業法に定める登録を受けた旅行業を営む者であること
- ② 国外の事業者の場合は、現地関係法令等に定める登録を受けた旅行者であること

対象旅行商品

1 旅行商品造成費への助成

次の①から④の条件を全て満たす旅行商品を対象とします。

- ① 募集・催行 平成30年4月から平成31年2月までの期間に募集及び催行される旅行商品であること
- ② 経路 大館能代空港の定期便（羽田線）又はチャーター便を利用すること
（片道利用でも助成対象となります）
- ③ 宿泊 県内の宿泊施設に1泊以上すること
- ④ 経費実績確認 造成費の実績の確認が可能であること

2 貸切バス借上料への助成

上記1の①から④までの条件のほか次の条件を全て満たす旅行商品を対象とします。ただし、旅行商品造成費の助成承認申請に合わせて申請することが必要です。

（条件）

- ・ 催行時期 平成30年4月から平成31年2月までの期間に催行すること
- ・ バス事業者 秋田県内に事業所を有するバス事業者のバスを借り上げること

事業の内容

助成内容及び助成額は、次のとおり予算の範囲内で交付することとし、1旅行商品あたりの助成上限額は100万円とします。

1 旅行商品造成費への助成

① 助成額

- ・ 旅行商品1件当たり10万円を上限とします。
- ・ ただし、次のいずれかを満たす場合は、旅行商品1件当たり20万円を上限とします。
 - (i) 秋田県三セク鉄道「秋田内陸縦貫鉄道」又は「由利高原鉄道」を利用する旅行商品
 - (ii) 平成30年12月から平成31年2月までに催行する旅行商品

② 造成費の確認

実績報告書に、募集内容（チラシ、広告、HP画面のPDFファイル等）、造成費の内訳書（請求書や領収書等を添付）を添付していただきます。

※ 造成費：旅行商品の造成に必要な企画費、人件費、旅費、広告宣伝経費、事務費等

2 貸切バス借上料への助成

① 助成額

- ・ 旅行商品の催行に必要となる貸切バス1台当たり借上料の1/2とし、10万円を上限とします。
- ・ ただし、秋田県内に2泊以上する場合は、旅行商品催行に必要となる貸切バス1台当たり借上料の1/2とし、15万円を上限とします。

② 借上料の確認

- ・ 実績報告書に、貸切バス借上料に係る請求書又は領収書等を添付していただきます。

その他

事業実施主体……大館能代空港利用促進協議会

実績報告……事業の終了後（貸切バス借上料の助成を含むものは、旅行催行後）、募集内容、造成経費内訳書（請求書や領収書等を添付）、貸切バス借上料の請求書又は領収書等を添付の上、実績を報告していただきます。

申請の手続き

平成30年4月2日から申請の受付を開始します（予定）。事前のご相談にも対応いたします。申請書及び添付資料は、下記の申請先に送付してください。

〔問い合わせ先・申請先〕

秋田県 観光文化スポーツ部 交通政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目-1-1

TEL 018-860-1282 FAX 018-860-3879

e-mail koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp